別記様式第69号

地方税法第364条第5項の固定資産税納税通知書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　固定資産税第　期納付書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　　　号 | 納税者 | 住(居)所(所在地) |  | 切取線 | 第　　　号 | 　　　年度 | 切取線 |  |
| 　　　　　年度 | 氏名（名称） |  |
| 普通税 | 固定資産税 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |  | 領収証書 | 納税者 | 住(居)所(所在地) |  |
| 1　固定資産税決定の明細 | 期別 | 第3期 | 第1期 |  | 氏名（名称） |  |
| 税額 | 区分 | 価格 | 課税標準額 | 税率 | 税額 | 徴収税額 | 期別納付額 |  |  |
| 普通税 | 固定資産税 | 前期納付額 |
| 土地 |  |  |  |  |  | 督促手数料 |  |  |
| 家屋 |  |  |  |  |  | 延滞金 |  |  | 税額 |  |
| 償却資産 |  |  |  |  |  | 合計 |  |  | 督促手数料 |  |
| 合計 |  |  |  |  |  | 領収日付印 |  |  | 延滞金 |  |
| 2　各納期の納付額の納期限 | 合計 |  |
| 期別 | 第4期 | 第2期 |
| 期別 | 納付額 | 納期 | 地方税法第 364条第３項の規定によって徴収する固定資産税の第　期分を上記のとおり納付します。　　　　年　　月　　日 |
| 期別納付額 |  |  |
| 第1期 | 円 | 　　　　年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで |
| 督促手数料 |  |  |
| 第2期 |  | 　　　　年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで |
| 延滞金 |  |  |
| 第3期 |  | 　　　　年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで |
| 合計 |  |  |
| 納付場所 |  |
| 領収日付印 |  |  |
| 上記のとおり各納期によって納めてください。なお、納期限までに税金を完納しないときは、法律又は条例の規定によって計算した額の延滞金を徴収します。　　　　　年　　月　　日産山村長氏名　　 |  |
|
|  |
| 右に1期から3期までの納付書をつける | 領収日付印 |
|  |

注意　裏面をよくお読みください。

注

（裏面）

1　この納税通知書は、地方税法（以下「法」という。）第364条第3項の規定により徴収する固定資産税の納税通知書として交付されるものであって、法第364条第3項の固定資産以外の固定資産に対する固定資産税については、別に固定資産税の納税通知書が交付されるものであります。

2　この納税通知書に記載された課税標準額及び税額は、法第364条第3項の規定による課税標準額及び仮算定税額であります。

3　「徴収税額」は、仮算定税額の2分の1の範囲内の額であり、「各納期の納付額」は、仮算定税額を納期の数で除して得た額の範囲内の額であります。この納税通知書により徴収する固定資産税の総額は、「徴収金額」を超えることができないことになっています。

4　法第389条第1項の規定により固定資産の価格等の通知が行われた場合には、その通知に基づいて算定した当該年度分の固定資産税額（以下「本算定税額」という。）を徴収することになります。この場合において、既に賦課した税額が本算定税額に満たない場合には、法第389条第1項の規定による通知が行われた日以後の納期において、その不足税額を追徴し、すでに徴収した税額が本算定税額を超える場合には、法第17条及び第17条の2の規定の例により、その過納額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当します。

5　この納税通知書に記載された事項について、不服がある場合又は当該年度分の固定資産税額が仮算定税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められる場合には、納税通知書を受け取った日から起算して60日以内に村長にそれぞれ異議申立て又は固定資産税額の修正を申出ることができます。

6　納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を返した日から起算して、10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。